

2024年 2月 6日

お客様、取引先の皆様へ

株式会社 住宅性能評価センター

確認検査業務に対する行政処分について

日頃より、株式会社住宅性能評価センターをご利用いただきありがとうございます。

2024年2月6日に国土交通大臣から建築基準法第77条の30第1項の規定に基づく「監督命令」を受けました。お客様ならびに関係者の皆様にご報告するとともに、ご迷惑をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

弊社では今回の行政処分を厳粛に受け止め、再発防止策を早急に策定のうえ法令遵守と内部管理を徹底し、信頼の回復に努めて参る所存です。

今回、監督命令を受けることになった理由は、都市計画法第53条第1項に規定する建築許可取得手続き（土地区画整理事業予定地に伴う許可）を看過し確認済証を交付したことです。

監督命令では再発を防ぐため、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善処理を含む業務改善計画書を令和6年2月26日までに提出し、提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について四半期毎に国土交通大臣に報告いたします。

この為、本件処分による業務への影響はございません。通常通り営業を継続いたしますので、引き続きお引き立てのほどよろしくお願い申し上げます。

以上